身体的拘束適正化のための指針

（介護予防）短期入所生活介護　サンケア笠舞
（介護予防）小規模多機能型居宅介護　サンケア笠舞

１　理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであります。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

２　身体拘束廃止に向けての基本方針

（1）身体拘束の原則禁止

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないこととします。

（2）緊急・やむを得ない場合の三原則

身体拘束を行う場合には、次の三つの要件を満たすことが必要です。

①切迫性　：　利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

②非代替性　：　身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする介護方法がない事。

③一時性　：　身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

（3）やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。

当事業所において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

〇自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）

〇屋外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）

〇屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）

〇クールダウンの為の個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除するよう努力をします。

３　身体拘束廃止に向けた体制

（1）身体拘束廃止委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて「身体拘束適正化検討委員会」（以下、「委員会」と言う）を設置します。

委員会は施設長（管理者）、生活相談員（短期入所生活介護）、介護支援専門員（小規模多機能型居宅介護）、介護主任、看護職員、調理主任、各部署の当該年度の担当者を構成員とし、３ヶ月に１回以上開催します。

【設置目的】
・事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
・身体拘束を実施した場合の解除の検討
・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
・身体拘束をすることがないよう、職員教育や研修の実施
(2) 研修の実施
・定期的な教育や研修（年１回）を実施する。
・新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施する。
・その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行う。

４　身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針
(1) 利用者本人や家族に対しての説明
身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努めます。
(2) 記録と再検討
身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間や、やむを得なかった理由などを記入する。
(3) 拘束の解除
記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

５　指針の閲覧について
本指針は、全ての職員が自由に閲覧できると共に、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や事業所ホームページにも公開する。

＜附則＞
　この指針は、２０２４年４月１日より施行する。

＜附則＞
　この指針は、２０２５年４月１日より施行する。
　事業所名称変更　「想愛笠舞」　→　「サンケア笠舞」